

● 国立研究開発法人情報通信研究機構有期雇用職員（長時間）等給与規程
（平成18年3月28日 05規程第70号）

改正	平成19年	3月20日	06規程第	33号
改正	平成20年	4月 1日	08規程第	2号
改正	平成21年	5月19日	09規程第	3号
改正	平成22年	2月16日	09規程第	28号
改正	平成22年	3月16日	09規程第	33号
改正	平成23年	1月25日	10規程第	15号
改正	平成23年	3月29日	10規程第	71号
改正	平成23年	10月18日	11規程第	29号
改正	平成24年	9月25日	12規程第	24号
改正	平成24年	11月20日	12規程第	32号
改正	平成26年	3月20日	13規程第	37号
改正	平成26年	9月 2日	14規程第	24号
改正	平成26年	11月27日	14規程第	39号
改正	平成27年	3月 6日	14規程第	50号
改正	平成27年	12月 8日	15規程第	26号
改正	平成28年	2月23日	15規程第	37号
改正	平成28年	3月29日	15規程第	119号
改正	平成28年	12月 6日	16規程第	16号
改正	平成29年	1月17日	16規程第	39号
改正	平成29年	3月28日	16規程第	65号
改正	平成29年	3月31日	16規程第	87号
改正	平成29年	12月26日	17規程第	27号
改正	平成30年	12月25日	18規程第	18号
改正	令和 元年	12月27日	19規程第	18号
改正	令和 2年	3月31日	19規程第	36号
改正	令和 3年	2月24日	20規程第	15号
改正	令和 3年	3月30日	20規程第	86号
改正	令和 4年	3月16日	21規程第	40号
改正	令和 4年	5月26日	22規程第	3号
改正	令和 4年	12月13日	22規程第	16号
改正	令和 4年	12月20日	22規程第	23号
改正	令和 6年	1月16日	23規程第	27号
改正	令和 6年	2月13日	23規程第	33号
改正	令和 6年	6月25日	24規程第	25号
改正	令和 7年	3月27日	24規程第	84号
改正	令和 7年	3月27日	24規程第	88号

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 本給（第5条・第6条）
- 第3章 手当等（第7条―第18条の2）
- 第4章 給与の減額及び不支給（第19条―第23条）
- 第5章 雑則（第24条―第25条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構有期雇用職員就業規則（05規程第75号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）第27条及び国立研究開発法人情報通信研究機構無期雇用職員就業規則（15規程第22号。以下「無期雇用職員就業規則」という。）第35条の規定により、有期雇用職員就業規則第3条第1項に規定する有期雇用職員及び無期雇用職員就業規則第3条第1項に規定する無期雇用職員のうち、次の各号に該当する者（以下「職員」と総称する。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

- 一 有期雇用職員就業規則第3条第1項第1号、第5号及び第9号に規定する有期研究員、有期研究技術員及び有期一般職（以下それぞれ「有期研究員」、「有期研究技術員」及び「有期一般職」という。）
- 二 無期雇用職員就業規則第3条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する無期研究員、無期研究技術員及び無期一般職（以下それぞれ「無期研究員」、「無期研究技術員」及び「無期一般職」という。）
- 三 有期雇用職員就業規則第3条第1項第4号に規定する特別招へい研究員のうち、雇用契約期間が2か月を超え、かつ、雇用契約において本給が月額で定められているもの
- 四 有期雇用職員就業規則第3条第1項第12号に規定する嘱託（以下「嘱託」という。）のうち、1週間の所定労働時間が28時間以上、かつ、雇用契約期間が2か月を超えるもの

（給与の支払い）

第2条 この規程に基づく職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接その職員に支給する。

- 2 いかなる給与も、この規程に基づかずに職員に対し支給しない。
- 3 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 4 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給しない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につきその者の自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって給与を支給することができる。

（給与の構成等）

第3条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

- 2 本給は、月額として定める。

- 3 第1項の諸手当は、職責手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、テレワーク手当、単身赴任手当、資格手当、研究員特別手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜労働手当、在勤手当、裁量労働調整額、業績手当、寒冷地手当、報奨金及び一時金とする。
- 4 本邦外に置かれる事業所に勤務する職員（第8条第5項において「在外職員」という。）には、前項に規定する諸手当のうち、扶養手当、研究員特別手当、超過勤務手当、深夜労働手当、在勤手当、業績手当、報奨金及び一時金以外の手当は支給しない。

（給与の支給定日及び支給方法）

- 第4条 給与（業績手当、寒冷地手当、報奨金及び一時金を除く。）の支給定日は、毎月1回、その月の16日とし、その月の月額的全額を支給する。16日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下この項において「休日」と総称する。）に当たるときは15日（その日が休日に当たるときは17日以後の最初の休日でない日）とする。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第25条による非常の場合には、月の1日から15日まで及び月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。
- 2 前項の支給定日に支給する給与は、当月分の本給、職責手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、資格手当、研究員特別手当及び裁量労働調整額並びに前月分の通勤手当（第11条第4項を適用する場合を除く。）、テレワーク手当、特殊勤務手当、超過勤務手当及び深夜労働手当とする。
- 3 新たに職員となった者には、その日から当該月の末日までの分の給与を、新たに職員となった日とその月の支給定日より前の日である場合には原則としてその月の支給定日に、新たに職員になった日とその月の支給定日より後の日である場合には当該新たに職員になった日の翌月の支給定日に支給する。
- 4 職員が退職したときは、その日までの給与を退職の日以後の最も近い支給定日に支給する。
- 5 職員が死亡したときは、その月までの給与を死亡の日以後の最も近い支給定日に支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により給与を支給する場合であって、月若しくは第1項ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日からの分について支給するとき以外のとき又はその期間の末日までの分について支給するとき以外のときは、その本給、職責手当及び裁量労働調整額は、その期間の日数から国立研究開発法人情報通信研究機構有期雇用職員（長時間）労働時間、休憩、休日及び休暇規程（05規程第77号。以下「労働時間規程」という。）第13条又は国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員等労働時間、休憩、休日及び休暇規程（05規程第76号。以下、「パーマネント職員等労働時間規程」という。）第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 7 職員が出産、疾病、災害その他の労基法第25条の厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるため給与を請求したときは、その請求の日までの給与を前項に規定する日割計算により支給する。
- 8 前2項の規定により算出した各手当の日割額に1円未満の端数が生じた場合は、それ

それぞれを切り上げたものを各手当の額とする。

第2章 本給

(本給表)

第5条 本給は、次の各号に掲げる本給表のとおりとし、それぞれ当該各号に定める職員に適用するものとする。ただし、職員のうち、1週間当たりの所定労働時間が37時間30分に満たない者の本給は、それぞれの別表に定める額を37.5で除して得た額に、当該職員の1週間当たりの所定労働時間数を乗じて得た額を支給する。

- 一 有期研究員本給表（別表第1） 有期研究員及び無期研究員
- 二 有期研究技術員本給表（別表第2） 有期研究技術員及び無期研究技術員
- 三 有期一般職本給表（別表第3） 有期一般職及び無期一般職
- 四 嘱託本給表（別表第4） 嘱託

2 職員の号給は、その職務の複雑、困難及び責任の度合等に基づき、別に定めるところにより決定する。

(有期研究員の昇給)

第5条の2 理事長は、勤務成績が特に優秀であった有期研究員を、当該職員の雇用契約に定める号給の上位の号給とすることができる。

2 前項の規定の適用に際し、必要な事項は別に定める。

(本給表によらない本給の決定)

第6条 第1条第2号に掲げる特別招へい研究員については、その職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、個別に本給を決定する。

第3章 手当等

(職責手当)

第7条 職責手当は、職務の責任の度合に応じた手当として、職名の区分により別表第5に定める額を支給する。ただし、職員のうち、1週間当たりの所定労働時間が37時間30分に満たない者の職責手当は、別表第5に定める額を37.5で除して得た額に、当該職員の1週間当たりの所定労働時間数を乗じて得た額を支給する。

2 前項の規定により算出した職責手当の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げたものを職責手当の額とする。

3 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の職責手当は、支給しない。

4 職員が兼務等により複数の職責区分を有する場合は、その職責区分が最上位となる区分の職責手当を支給する。

5 一の職名の区分に対応する職責区分が複数存在する場合は、その者に置かれる職務の責任の度合いに応じて、個別に決定する。

6 国家公務員等（国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員退職手当規程（05規程第73号）第15条に規定する国家公務員等をいう。以下この項において同じ。）が国等の機関の要請に応じて引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となっ

た場合におけるその者に対する職責手当の額は、第1項の規定にかかわらず、別表第5の職責区分が0-2種に該当する者にあつては、150,000円と、I種に該当する者にあつては140,000円と、II種に該当する者にあつては135,000円と、III種に該当する者にあつては125,000円とする。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者（心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度である者）

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（有期研究員本給表又は有期研究技術員本給表の適用を受ける職員でその号給が13号給以上であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の変更)

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においては当該職員が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた

日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

三 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第10条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他細則に定める職員を除く。）

二 第11条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他細則に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの者との権衡上必要があると認められるものとして細則に定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額

（1） 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

（2） 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に対し当該職員の雇用契約に定められた1週間当たりの所定労働日数（以下「1週間当たりの所定労働日数」という。）に応じて支給する。

一 通勤のため交通機関（鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するもの）又は有料の道路（以下「交通機関等」とい

う。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則に定める期間(以下「支給単位期間」という。)につき、細則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

二 国立研究開発法人情報通信研究機構テレワーク規程(11規程第25号。以下「テレワーク規程」という。)第3条第1項の許可を受けていない職員(以下「非テレワーク職員」という。)のうち前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(別表第6において「使用距離」という。)及び1週間当たりの所定労働日数の区分により、別表第6に定める額

二の2 テレワーク規程第3条第1項の許可を受けた職員(以下「テレワーク職員」という。)のうち前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離(別表第6において「使用距離」という。)及び1週間当たりの所定労働日数の区分により、別表第6に掲げる職員の区分に定める額を21(1週間当たりの所定労働日数の区分が4日の場合は17)で除して得た額に支給単位期間に通勤した日数を乗じた額(1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額)で、かつそれぞれ別表第6に定める額を超えない額

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して細則に定める区分に応じ、第1号及び第2号又は第1号及び第2号の2に定める額の合計額

3 勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で細則に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして細則に定める住居を

含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が細則に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、通勤事情の実態等に照らして、理事長が特に必要であると認めた場合においては、次の各号と異なる取扱いをすることができる。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、細則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間(細則に定める通勤手当にあつては、細則に定める期間)に係る最初の月の翌月の細則に定める日に支給する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号及び第2号の2に定める額並びに特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則に定める額を返納させるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は細則に定める。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、月の初日に新たに採用された職員(テレワーク規程第3条第1項の許可を受け、採用された月の末日までの期間のいずれかの日をテレワーク開始日とされた職員に限る。)は採用された日からテレワーク開始日前日までの期間は本規程においてはテレワーク職員とみなす。新たに通勤手当を支給される職員又は通勤手当の支給を受けている職員につき、月の初日に主たる業務について異動が生じた第1条第1項第2号に規定する職員(テレワーク規程第3条第1項の許可を受け、異動した月の末日までの期間のいずれかの日をテレワーク開始日とされた職員に限る。)についても同様とする。

(テレワーク手当)

- 第11条の2 テレワーク手当は、テレワーク規程第3条第1項の許可を受けテレワークを行っている職員に支給する。
- 2 テレワーク手当の額はテレワークを行った日(1日の労働時間の一部について在勤する勤務場所にて勤務を行った日を除く。)1日につき、200円とする。
 - 3 テレワーク手当の額は1か月につき、1週間当たりの所定労働日数が5日の者は21、4日の者は17から同一月で出勤した日数を控除した数に200円を乗じて得た額を上

限とする。

- 4 テレワーク手当は、通勤手当の支給を受けている職員がテレワーク規程第3条第1項の許可を受け、非テレワーク職員からテレワーク職員へ変更された場合は、許可を受けたテレワーク開始日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から支給する。

（単身赴任手当）

第11条の3 在勤場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなった職員（嘱託（定年退職日（国立研究開発法人情報通信研究機構パーマナント職員就業規則（05規程第74号。以下「パーマナント職員就業規則」という。）第1条に規定するパーマナント職員（以下「パーマナント職員」という。）であつた者にあつてはパーマナント職員就業規則第48条の規定により退職した日、無期雇用職員就業規則第1条に規定する無期雇用職員であつた者にあつては無期雇用職員就業規則第47条に規定する日をいう。）の翌日におけるものに限る。）に限る。以下本項及び事項において同じ。）で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が細則に定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて細則に定める額を加算した額）とする。

- 3 新たに職員として採用され、父母の疾病その他の細則に定めるやむを得ない事情により、引き続き配偶者と別居し、在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする場合には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

（資格手当）

第12条 資格手当は、法令等により機構として選任を義務付けられている者として満たすべき資格を有する職員であつて、当該職員を選任した場合には、細則に定めるところにより支給する。

（研究員特別手当）

第12条の2 研究員特別手当は、国立研究開発法人情報通信研究機構特定研究開発課題に関する規程第4条第1項及び同条第3項で特定研究員又は特定研究技術員に指定された場合に、次の区分により定める額を支給する。

区 分	支 給 額
S3 種	1,500,000円

S 2 種	1, 0 0 0, 0 0 0 円
S 1 種	7 5 0, 0 0 0 円
A 種	5 0 0, 0 0 0 円
B 種	4 0 0, 0 0 0 円
C 種	3 0 0, 0 0 0 円
D 種	2 0 0, 0 0 0 円
E 種	1 0 0, 0 0 0 円
F 種	5 0, 0 0 0 円

- 2 職員が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の研究員特別手当は支給しない。
- 3 月の初日からの分について支給するとき以外のとき又は月の末日までの分について支給するとき以外のときは、その日数から労働時間規程第 1 3 条又はパーマネント職員等労働時間規程第 1 4 条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前項の規定により算出した手当の日割額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げたものを研究員特別手当の額とする。

(特殊勤務手当)

第 1 3 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて細則に定める特殊勤務手当を支給する。

(超過勤務手当)

第 1 4 条 超過勤務手当は、労働時間規程第 3 条又はパーマネント職員等労働時間規程第 3 条に規定する所定労働時間（労働時間規程第 7 条又はパーマネント職員等労働時間規程第 7 条に規定するフレックスタイム職員にあっては、労働時間規程第 8 条又はパーマネント職員等労働時間規程第 8 条に規定する清算期間における総労働時間）を超えて労働した全時間について、労働 1 時間につき、第 1 6 条に規定する労働 1 時間当たりの給与額に次の各号に掲げる労働の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（午後 1 0 時から午前 5 時までの間の労働については、深夜割増として更に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。

- 一 労働時間規程第 1 4 条第 1 項若しくは第 1 5 条第 1 項又はパーマネント職員等労働時間規程第 1 5 条第 1 項若しくは第 1 6 条第 1 項に規定する時間外労働 1 0 0 分の 1 2 5
- 二 労働時間規程第 1 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる日（労働時間規程第 1 6 条第 1 項（同規程同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられた日を含む。）又はパーマネント職員等労働時間規程第 1 4 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 6 号に掲げる日（パーマネント職員等労働時間規程第 1 7 条第 1 項（同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により休日の振替が行われた

場合における当該休日を除き、振り替えられた日を含む。)における労働 100分の125

三 労働時間規程第13条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる日(労働時間規程第16条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられた日を含む。)又はパーマネント職員等労働時間規程第14条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる日(パーマネント職員等労働時間規程第17条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられた日を含む。)における労働 100分の135

2 一の月における前項各号の労働時間(労働時間規程第13条第1項第1号に掲げる日又はパーマネント職員等労働時間規程第14条第1項第1号に掲げる日における労働に係る時間を除く。)の合計が60時間を超えるものであるときは、当該超える時間1時間につき、労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前項の規定により支給する額に加算して支給する。

(裁量労働制の適用者の休日労働及び深夜労働に係る超過勤務手当)

第14条の2 裁量労働制の適用者が所定休日(労働時間規程第16条第1項又はパーマネント職員等労働時間規程第17条第1項の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を除き、振り替えられて休日とされた日を含む。)に労働した場合は、超過勤務手当として、労働1時間当たりの給与額に前条第1項第2号又は第3号に規定する割合(深夜の労働については、深夜割増しとして更に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を支給する。

2 裁量労働制の適用者が所定労働日(労働時間規程第16条第1項又はパーマネント職員等労働時間規程第17条第1項の規定により休日の振替が行われた場合における当該休日を含む。)において深夜に労働した場合は、超過勤務手当として、その深夜の時間につき労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(深夜労働手当)

第15条 管理監督職員が午後10時から午前5時までの時間帯において労働した場合は、その全時間について、労働1時間につき、次条に規定する労働1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。

(労働1時間当たりの給与額)

第16条 前2条に規定する労働1時間当たりの給与額は、本給(この規程及び機構の他の規程の規定により本給を減ぜられているときでも、本来受けるべき本給とする。)及び諸手当(労基法第37条第4項の規定により割増賃金の基礎となる賃金に算入しない手当を除く。)の月額合計額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項に規定する1年間の起算日は、4月1日とする。

(端数計算)

第17条 第14条の規定により算定した超過勤務手当の額又は第15条の規定により算定した深夜労働手当の額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げたものを単価として取

り扱うものとする。

(在勤手当)

第17条の2 在勤手当は、本邦外に置かれる事業所に勤務する職員に、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の適用を受ける外務公務員の給与を考慮して、細則に定めるところにより支給する。

(裁量労働調整額)

第17条の3 裁量労働調整額は、裁量労働制の適用者に支給する。この場合において、裁量労働調整額として支給された額に相当する額の超過勤務手当が支給されたものとみなす。

2 裁量労働調整額の月額は、労働1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の14.5倍に相当する額とする。

3 裁量労働制の適用者が、労働時間規程第11条の3又はパーマネント職員等労働時間規程第11条の3の規定による裁量労働制の適用の一時中断が行われることとなるときは、裁量労働制の適用を受けている期間の日数から労働時間規程第13条又はパーマネント職員等労働時間規程第14条に規定する所定休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 裁量労働制の適用者が、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、その月の裁量労働調整額は支給しない。

(業績手当)

第17条の4 業績手当は、優れた成果の創出や優秀な成績で勤務した職員に支給することができる。

2 業績手当の支給に必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第17条の5 寒冷地手当は、寒冷及び積雪の度合を考慮して細則に定めるところにより支給する。

(報奨金)

第17条の6 報奨金は、国立研究開発法人情報通信研究機構表彰規程第3条第2項に規定する最優秀賞である成績優秀表彰を受けた職員に支給することができる。

2 報奨金の支給額については、細則の定めるところにより、理事会において審議し、理事長が決定する。

3 その他、報奨金の支給に必要な事項は、細則に定めるところによる。

(一時金)

第18条 理事長が特に必要と認める場合は、細則に定めるところにより一時金を支給することができる。

(特定の職員についての適用除外)

第18条の2 第14条の規定は、労働時間規程第19条第1項又はパーマネント職員等労働時間規程第20条第1項に規定する管理監督職員には適用しない。

2 有期一般職本給表の適用を受ける職員であって、その号給が8号給以上であるものに

については第8条から第10条までの規定は、第1条第1項第4号に規定する嘱託については第8条及び第9条の規定は、それぞれ適用しない。

第4章 給与の減額及び不支給

(給与の減額)

第19条 職員が労働しないときは、次の各号に定める期間を除き、その労働しない1時間につき、労働1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 一 有期雇用職員就業規則第25条ただし書及び無期雇用職員就業規則第24条ただし書の規定による組合活動が許可された期間
 - 二 労働時間規程第19条第2項又はパーマネント職員等労働時間規程第20条第2項の規定により労働しない期間
 - 三 労働時間規程第22条又はパーマネント職員等労働時間規程第13条若しくは第23条の規定により職務専念義務が免除された期間
 - 四 労働時間規程第23条又はパーマネント職員等労働時間規程第24条の規定による年次有給休暇を使用した期間
 - 五 労働時間規程第27条第1項第1号から第8号まで、第12号、第13号、第17号及び第18号の規定又はパーマネント職員等労働時間規程第28条第1項第1号から第20号及び第22号の規定による特別休暇が承認された期間。ただし、労働時間規程第27条第1項第3号若しくは同項第17号又はパーマネント職員等労働時間規程第28条第1項第10号若しくは同項第21号に掲げる休暇については次の期間に限る。
 - (1) 労働時間規程第27条第1項第3号又はパーマネント職員等労働時間規程第28条第1項第10号に係る暦日2日までの承認された期間
 - (2) 労働時間規程第27条第1項第17号又はパーマネント職員等労働時間規程第28条第1項第21号に係る1日単位で承認された期間
 - 六 パーマネント職員等労働時間規程第29条の規定による病気休暇が承認された期間
- 2 前項に規定する労働1時間当たりの給与額の算定については、第16条及び第17条の規定を適用する。
- 3 第1項の規定は、次条から第22条までの規定により給与を支給しない場合には、適用しない。

(給与の半減)

第19条の2 第1条第1項第2号に該当する無期雇用職員のうち、1週間の所定労働時間が37時間30分の者（以下「無期フルタイム職員」という。）にあっては、前条の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇又は国立研究開発法人情報通信研究機構安全衛生管理規程（04規程第11号）第32条の規定に基づく疾病に係る就業禁止の措置により、当該病気休暇又は就業禁止の措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあっては、1年）を超えて引き続き労働しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は就業禁止の措置に係る日につき、本給の半額を減ずるものとする。

(無期雇用職員の休職者の給与)

第19条の3 職員が無期雇用職員就業規則第40条第1項各号に掲げる事由に該当して

休職にされたときは、その休職の期間中、給与を支給しない。

- 2 無期フルタイム職員については、前項の規定にかかわらず、国立研究開発法人情報通信研究機構パーマネント職員給与規程（05規程第69号。以下「パーマネント給与規程」という。）第31条第1項から第6項の規定を準用する。この場合において、パーマネント給与規程第31条中「就業規則第42条第1項第1号」とあるのは「無期雇用職員就業規則第40条第1項第1号」と、同条第2項、第3項及び第5項中「本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当」とあるのは「本給、扶養手当及び住居手当」と、同条第4項中「就業規則第42条第1項第2号」とあるのは「無期雇用職員就業規則第40条第1項第2号」と、「本給、扶養手当、地域手当、研究員調整手当及び住居手当」とあるのは「本給、扶養手当及び住居手当」と、同条第5項中「就業規則第42条第1項第3号から第5号」とあるのは「無期雇用職員就業規則第40条第1項第3号から第5号」と、同条第6項中「就業規則第42条第1項」とあるのは「無期雇用職員就業規則第40条第1項」と読み替えるものとする。

（出勤停止の場合の給与）

- 第20条 職員が、有期雇用職員就業規則第43条第4号及び無期雇用職員就業規則第55条第4号に掲げる出勤停止となった場合は、その期間中給与を支給しない。

（育児休業及び介護休業期間中の給与）

- 第21条 国立研究開発法人情報通信研究機構有期雇用職員等育児休業及び介護休業規程（05規程第81号）の規定により育児休業又は介護休業をしている職員には、当該育児休業又は当該介護休業の期間中、給与を支給しない。

（労災休暇期間中の給与）

- 第22条 労働時間規程第27条第1項第17号又はパーマネント職員等労働時間規程第28条第1項第21号の規定による特別休暇（以下「労災休暇」という。）が承認された職員には、当該休暇のうち第19条第1項第5号（2）に係る期間中、給与を支給しない。

（日割りによる給与の支給）

- 第23条 第20条の出勤停止、第21条の育児休業若しくは介護休業又は前条の労災休暇の期間を含む月に係る給与の支給については、第4条第6項の規定を準用する。

第5章 雑則

（苦情の申立て）

- 第24条 この規程に基づく給与の決定に関して苦情のある職員は、国立研究開発法人情報通信研究機構苦情処理規程（04規程第100号）第3条第4項の規定に基づき苦情処理機関に申し立てることができる。

（委任）

- 第25条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（権利義務の承継）

第2条 この規程の施行日の前日において機構の非常勤職員であった者が引き続き施行日においてこの規程の適用を受けることとなった場合において、当該職員の当該施行日の前日における権利、義務、処分、期間通算その他これに類するものについては、この規程の規定に反するものを除き、承継する。

(給与規程の特例)

第2条の2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における本給は、附則別表第1から附則別表第4までの本給表によるものとし、第5条1項各号を次の各号に掲げるとおりとして同条を適用する。

- 一 有期研究員本給表（附則別表第1） 有期研究員
- 二 有期技術員本給表（附則別表第2） 有期技術員
- 三 有期補助員本給表（附則別表第3） 有期補助員
- 四 嘱託本給表（附則別表第4） 嘱託

2 特例期間においては、職責手当の支給に当たっては、職責手当の額から当該職員の職責手当の月額に100分の10（職責手当の月額が別表第5に規定する職責区分Ⅶ種の額である場合にあっては当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる号給の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	号給	割合
有期研究員本給表	5号給以下	100分の4.77
	6号給から12号給まで	100分の7.77
	13号給以上	100分の10
有期技術員本給表	3号給以下	100分の4.77
	4号給から7号給まで	100分の7.77
	8号給以上	100分の10

3 特例期間においては、第14条及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎とする本給及び諸手当のうち職責手当の月額を、前2項の規定により算出した本給及び職責手当の月額として、同条の規定により算出した額とする。

4 特例期間においては、附則第3条の規定の適用を受ける職員に対する附則第4条の規定の適用については、「同条の規定」とあるのは、「附則第2条の2第3項の規定」とする。

(55歳以上の職員に対する特例措置)

第3条 平成30年3月31日までの間、職員（その本給が有期研究員本給表13号給以上である者、有期研究技術員本給表13号給以上である者及び有期一般職本給表8号給以上である者に限る。以下「特定職員」という。）に対する本給の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、本給月額から、当該特定職員の本給月額に100分の1.5を乗じて得た額を減ずる。

第4条 前条の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条及び第15条に規定する労働1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額に12を乗じ、その額を1年間の所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成19年3月20日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月19日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年2月16日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月25日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第2条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第3条の規定の適用については、同条中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年改正規程（10規程第15号）施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月18日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月20日）

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行日前に締結された労働契約に基づき雇用される職員に適用される本給表は、改正後の別表第1、別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月2日）

この規程は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年11月27日）

この規程は、平成26年12月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月6日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月8日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月23日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月6日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当の経過措置）

第2条 第8条の規定（この規程による改正後のものをいう。）の適用について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第3項の規定は適用せず、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円」とあるのは、「扶養親族たる配偶者については10,000円、父母等については1人につき6,500円」と、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円」とする。

附 則（平成29年1月17日）

この規程は、平成29年1月17日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日）

この規程は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成29年12月26日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月27日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（住居手当の経過措置）

第2条 この規程による改正後の第10条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の第10条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以

下この条において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(細則で定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の第10条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 この規程による改正後の第10条第1項に定める住居手当の支給対象に該当しないこととなる職員

二 旧手当額からこの規程による改正後の第10条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

附 則(令和3年2月24日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月16日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 テレワーク職員のうち施行日の前日において、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員(施行日に主たる業務について異動が生じた第1条第1項第2号に規定する職員については、新たにテレワーク規程第3条第1項の許可を受け、異動した月の末日までの期間のいずれかの日をテレワーク開始日とされた職員に限る。)については、施行日に情報通信研究機構通勤手当支給細則(05細則第7号)第20条第1項第5号の事由が発生した職員とみなし、同条及び同細則第21条を適用する。

附 則(令和4年5月26日)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和4年12月13日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(60歳に達した職員等の本給月額)

第2条 当分の間、第1条第2号に規定する職員の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(60歳に達した日後における最初の4月1日以後に無期雇用職員就業規則第36条に基づき、第1条第2号に規定する職員として採用された場合は当該職員として採用された日)(以下この条において「特定日」という。)以後、特定日の前日において第5条の規定により当該職員の受けていた本給表の号給に応じた額(60歳に達した日後において無期雇用職員就業規則第36条第2号の規定により採用された職員については、当該職員が60歳に達した日後における最初の3月31日に

第1条第2号に規定する職員として採用されたと仮定した場合に受ける本給表の号給に応じた額、また第5条ただし書に規定する職員については、同条ただし書により算出した額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(以下「特定日以降本給月額」という。)とする。ただし、特定日以降本給月額が当該職員の適用される本給表の最低の号給の本給月額に満たない場合はその最低の号給の本給月額(第5条ただし書に規定する職員については、当該本給月額に37.5を除して得た額に、当該職員の1週間当たりの所定労働時間数を乗じて得た額)を特定日以降本給月額とみなす。

第3条 前条の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 無期雇用職員就業規則第39条の3の規定により、同規則第39条の2第1項に規定する異動期間(同規則第39条の3の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規則第39条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
(通知)

第4条 附則第2条又は第3条の規定の適用により本給月額が異動することとなった職員に対しては、文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

附 則(令和6年1月16日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月13日)

この規程は、令和6年2月13日から施行する。

附 則(令和6年6月25日)

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第2条 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の第8条の規定の適用については、同条第2項中「5 重度心身障害者」とあるのは

「5 重度心身障害者

6 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

附 則(令和7年3月27日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 有期研究員本給表(第5条関係)

号 給	本給月額
1	459,000 円
2	490,000 円
3	515,000 円
4	525,000 円
5	534,000 円
6	585,000 円
7	606,000 円
8	622,000 円
9	652,000 円
10	682,000 円
11	709,000 円
12	732,000 円
13	794,000 円
14	877,000 円

別表第2 有期研究技術員本給表(第5条関係)

号 給	本給月額
1	459,000 円
2	490,000 円
3	515,000 円
4	525,000 円
5	534,000 円
6	585,000 円
7	606,000 円
8	622,000 円
9	652,000 円
10	682,000 円
11	709,000 円
12	732,000 円
13	794,000 円
14	877,000 円

別表第3 有期一般職本給表(第5条関係)

号 給	本給月額
1	312,000 円
2	355,000 円
3	396,000 円
4	435,000 円
5	461,000 円
6	507,000 円
7	547,000 円
8	610,000 円
9	684,000 円
10	765,000 円
11	863,000 円
12	986,000 円
13	1,151,000 円
14	1,344,000 円

別表第4 嘱託本給表(第5条関係)

号 給	本給月額
1	265,000 円
2	303,000 円
3	359,000 円
4	386,000 円
5	407,000 円
6	442,000 円

別表第5 職責手当（第7条関係）

[illegible]

注 理事長の指定を受けた者に限る。

別表第6 自動車等の使用に係る通勤手当（第11条関係）

1週間当たりの所定労働日数 使用距離	5日	4日
使用距離が片道5キロメートル未満である職員	2,000円	1,600円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円	3,360円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円	5,680円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円	8,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円	10,320円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円	12,640円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円	14,960円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円	17,280円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円	19,520円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円	20,960円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円	22,400円

使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満である職員	2 9, 8 0 0 円	2 3, 8 4 0 円
使用距離が片道 6 0 キロメートル以上である職員	3 1, 6 0 0 円	2 5, 2 8 0 円

附則別表第 1 有期研究員本給表（附則第 2 条の 2 関係）

号 給	本給月額
1	3 3 7, 0 0 0 円
2	3 7 3, 0 0 0 円
3	4 1 1, 0 0 0 円
4	4 3 3, 0 0 0 円
5	4 5 4, 0 0 0 円
6	4 7 9, 0 0 0 円
7	5 0 8, 0 0 0 円
8	5 3 0, 0 0 0 円
9	5 5 3, 0 0 0 円
1 0	5 8 2, 0 0 0 円
1 1	6 0 7, 0 0 0 円
1 2	6 2 8, 0 0 0 円
1 3	6 6 9, 0 0 0 円
1 4	7 4 3, 0 0 0 円

附則別表第2 有期技術員本給表（附則第2条の2関係）

号 給	本給月額
1	2 7 1, 0 0 0 円
2	3 1 1, 0 0 0 円
3	3 4 3, 0 0 0 円
4	3 8 0, 0 0 0 円
5	3 9 6, 0 0 0 円
6	4 3 7, 0 0 0 円
7	4 5 5, 0 0 0 円
8	5 0 7, 0 0 0 円
9	5 3 1, 0 0 0 円
1 0	5 5 5, 0 0 0 円
1 1	5 9 1, 0 0 0 円
1 2	6 2 8, 0 0 0 円
1 3	6 8 5, 0 0 0 円
1 4	7 4 3, 0 0 0 円

附則別表第3 有期補助員本給表（附則第2条の2関係）

号 給	本給月額
1	2 0 4, 0 0 0 円
2	2 2 7, 0 0 0 円
3	2 5 1, 0 0 0 円
4	2 6 0, 0 0 0 円

附則別表第4 嘱託本給表（附則第2条の2関係）

号 給	本給月額
1	2 2 6, 9 0 0 円
2	2 6 0, 6 0 0 円